

条 例

埼玉県個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年三月二十九日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県条例第三号

埼玉県個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例

第一条 埼玉県個人番号の利用等に関する条例（平成二十七年埼玉県条例第四十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一の四の項中「支給」の下に「、被保護者健康管理支援事業の実施」を加え、同表の五の項を次のように改める。

五 削除

別表第二の五の項中「療育手帳」の下に「（知的障害者（知的障害のある児童を含む。）に対して交付する手帳であって、その者の障害の程度その他の事項の記載があるものをいう。）」を加える。

第二条 埼玉県個人番号の利用等に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第一の五の項及び六の項を次のように改める。

五 知事	肝炎患者等に対する医療費等の助成に関する事務であつて規則で定めるもの
六 知事	埼玉県特別県営住宅条例（昭和四十二年埼玉県条例第二十四号）による特別県営住宅（同条例第二条第一号に規定する特別県営住宅をいう。以下同じ。）の管理に関する事務であつて規則で定めるもの

別表第二の三の項中「別表第二の二十六の項の第四欄」を「別表第二の三十七の項の第四欄」に改め、同表の五の項中「ものをいう」の下に「。以下同じ」を加え、同表に次の一項を加える。

六 知事	埼玉県特別県営住宅条例による特別県営住宅の管理に関する事務であつて規則で定めるもの
	身体障害者福祉法による身体障害者手帳又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳に関する情報であつて規則で定めるもの
	療育手帳に関する情報であつて規則で定めるもの

生活保護関係情報であつて規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報であつて規則で定めるもの

附則

この条例は、令和四年七月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条の規定 公布の日
- 二 第二条中別表第二の三の項の改正規定 デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和三年法律第三十七号）附則第一条第十号に掲げる規定の施行の日